

あらたな資本主義の可能性：教育・雇用の柔軟性と社会の平等

—K. セーレン『自由主義の多様性と社会的連帯に向けての新しい政治戦略』—

佐野 和子

Katheleen Thelen

“Varieties of Liberalization and the New Politics of Social Solidarity”

(New York: Cambridge University Press, 2014)

Kazuko SANO

1. はじめに

近年、世界の情勢はかつてないほどの速さで変動している。2017年度の先進諸国の政治経済情勢をみると、1月に米国でトランプ大統領が就任、3月には英国がEU離脱をEU側に正式通知、5月のフランス大統領選挙においては極右政党が決選投票に進出した。数年前には想定できなかったような出来事が現実となっているのだ。これらの変動を受け、今、世界はあらたな時代に突入しようとしているという見解が共有されている（The Economist, 2017）。

世界はどこへ向かおうとしているのか、その変化に対して我々はどう対応すべきなのか。この普遍的な問いに対する答えを求めて、学問領域を問わず、社会で「今」何が起きているのかについての究明が試みられ、折々の時代に主要となる理論的枠組みが提示され、議論が繰り返されてきた。

例えば政治経済学、社会学における1980年代以降から2000年代初頭にかけての研究動向をみると、冷戦終結後、ポスト工業化への移行期においては、黄金の時代（the Golden Era）と称される1950年代から1960年代にかけての資本主義国の発展を比較するというアプローチが主流になる。国家の発展の軌跡を社会変動への対応と関連づけて分析する試みである。代表的な研究成果としては、先進諸国の発展を福祉国家という視点から類型化した、E.アンデルセンによる「福祉国家レジーム」や、労働市場を特徴づける諸制度に着目して資本主義を類型化した「資本主義の多様性」論（Varieties of Capitalism. 以下VOC論）などが挙げられる。

現在、世界の政治経済がもたらす圧力により、各国社会は今まで経験したことのない変化に直面している。この中であって、「福祉国家レジーム」やVOC論を含むごく最近の理論や実証結果でさえ、あらたな見直しを迫られているといえるだろう。本書は、この要求に応えるべく試みられた研究の成果である。すなわち、近年の政治経済的变化を分析することにより、VOC論、およびそれに対する反論を統合する独自の理論的枠組みを提示し、資本主義の新たな可能

性が提示されている。そしてその内容は、日本の現状とこれから進むべき方向を考察するための知見を豊富に与えてくれるものである。

2. 著者について

本書の著者、Kathleen Thelen は現在、マサチューセッツ工科大学政治学部教授。2017 年度よりアメリカ政治学会会長。1981 年、カルフォルニア大学バークレー校政治学部にて修士号、1987 年に同校同学部にて博士号取得。

比較政治経済学の中でも制度変容を研究領域とし、歴史的制度主義にもとづく研究手法をとる。2000 年以降は、先進資本主義国の政治経済的な制度の起源と発展を長期にわたる歴史的な観点から比較分析した論文、著書が精力的に発表されている。

2000 年以降の最も代表的な著書として、How Institutions Evolve: The Political Economy of Skills in Germany, Britain, the United States and Japan. New York: Cambridge University Press, 2004. が挙げられる。この書物には比較分析の対象国として日本が含まれている。

また、「資本主義の多様性」論の契機となった『資本主義の多様性—比較優位の制度的基礎』の第 2 章、「先進民主主義国における労働政治の多様性」を著している。

3. 本書の概要

3.1. 本書の問題関心と構成

本書は、政治経済学のなかでも、制度変容に関する研究として位置付けられ、2015 年度アメリカ政治学会、ヨーロッパ政治社会部門の最優秀出版賞、および 2015 年度アメリカ社会学会、比較歴史社会学部門の最優秀出版賞を受賞している。

本書を貫く大きな問いは、サービス産業化、グローバル化がもたらした「自由化」への圧力のなかにあって、資本主義国の中でも社会的な平等が実現されていたとされる調整型市場経済にもとづく国 (coordinated market economy. 以下 CME) ^①において、その平等性がどう変容したのかというものである。そしてこの問いを追求することにより本書が最終的にたどり着こうと試みるのは、そのような市場の圧力、それに対応するための制度的変化の中でもなお社会的連帯^②を保持することができるのか、その可能性と具体的な施策を提示することである。

本書の概要を紹介する前に、まず、タイトルにある“varieties of liberalization”の意図するところを、本書の内容をもとに整理しておきたい。「自由化」(liberalization. 以下、リベラリゼーション) という語は近年の欧州先進諸国の変化を論じる文献において鍵となる語であり、一般的に CME 国がリベラリゼーションの方向へ変化しているという認識が共有されている。しかし、この語の定義は必ずしも統一されてはいない (Hall and Thelen 2009)。例えば 1980 年代サッチャー政権下の英国にみられた新自由主義的改革 (neo-liberalization)、あるいは、

本書の分析対象国であるデンマークのフレクスキュリティー^③と称される一連の改革は、ともに広範な意味でのリベラリゼーションとみなすことができるが、それらの性質は全く異なるものである^④。そこで本書においては、近年の資本主義国の変化を捉えるために、リベラリゼーションの程度と内容には各国間で差異（varieties）があるという前提にたち、これを究明することにより各国が進むべき方向性に対する答えを求める。これが本書タイトルの含意である。

近年、本書と同様の問いを追求する試みは、主として福祉国家研究において多くみられる。しかし本書においては、福祉国家からのアプローチではあまり注目されてこなかった、VOC論が提示したCMEを特徴付ける3つの制度的領域に焦点をあてる。すなわち、労使関係、職業教育訓練、および労働市場政策である。この3領域の諸制度のコーディネーションが、VOC論が提示した資本主義の2類型の代表的国の中でどのような変化の軌跡をたどるのか、歴史的および計量的国家比較分析の結果にその答えを求める。

本書は7つの章から構成される。まず第1章では、VOC論をめぐる反論と反駁の齟齬を解決することにより、本書独自のリベラリゼーションに対するアプローチが示される。これをもとに、リベラリゼーションには3つの異なる変化の軌跡があるという仮説が提示される。

第2から第4章では、アメリカ、ドイツ、デンマークの3国について、上掲の3つの制度的領域における変化が分析される。アメリカはLMEの典型的特徴をもち、ドイツとデンマークはともにCMEの代表国とされるが1980年代以降は異なる軌跡をたどっていることが実証され、これをもとに、リベラリゼーションと社会的連帯の両立可能性についての考察が示される。

第5章では、あらたな2国、オランダとスウェーデンの制度的変化が検証される。この2国は、ドイツとデンマークの特徴が混合したモデルであり、この2国を追加的に検証することにより、リベラリゼーションと社会的連帯との関連についてさらに詳細な考察が展開される。

最終の第6章では、あらたな資本主義と社会的連帯の可能性について、分析結果の総括とインプリケーションが示される。ここで示される結論は次の3点となる。1つ目は、自由化への圧力という共通の変化のなかにあっても、それに各国の諸制度がどう対応してきたかには3つの異なる軌跡があること。2つ目は、それら3つの軌跡は、社会的連帯の差異、つまり社会の平等が保持されている社会と悪化している社会への分岐に帰結していること。3つ目は、その分岐の中で、諸制度の自由化と社会の平等の両立を実現するための鍵となるのは、社会の構成員全員をカバーする制度であり、社会のリスクを国民全員で共有するという政策をとまう、柔軟性のあるリベラリゼーションであること、となる。

本稿の以下の章では、本書の分析の視座と、計量的および歴史的な国家間比較の分析結果を紹介し、これをもとに、現在日本が直面する課題、および解決への糸口を考察することにする。

3.2. 近年の資本主義の多様性をどう捉えるか：VOC論をめぐる議論の対立を統合する

Thelen自身も1つの章を著した『資本主義の多様性』の発刊を契機とするVOC論は、政治経済学のパラダイムとされるほどに大きな反響をよび、その後も広範な学問領域において理論的枠組みの主流として発展し、現在にいたっている。しかしまた同時に、VOC論が提示した制度補完性の2類型は多くの反論を呼び起こし、その後も論争が続いていることも事実である

(Howell 2015)。特に近年は、各国の制度面での変化を VOC の理論的枠組みの中でどう解釈するかをめぐり、VOC 研究者と反 VOC 派の間で論争が活発になっている。本書の第1章では、2つの立場からの議論の対立の根拠が解明され、その後、近年の先進資本主義国の変化を分析するための、あらたな分析の視座が提示されている。

VOC 論をめぐる2つの相対する立場の主張は、本書では次のように解釈されている。

VOC 研究者は、市場のコーディネーションに最大の関心を置き、企業が戦略的なコーディネーションにどの程度関与するかを分析することにより、各社会の特徴をとらえようとする。ここでいう高いコーディネーションとは、労使関係において集権的な賃金交渉と賃金調整の制度があり、教育と職業訓練において産業特殊的あるいは企業特長的なスキルへの投資が促進され、その結果、長期雇用とこれを支える強い雇用保護を可能にする諸制度の組み合わせ、つまり制度補完性が成立する、この一連の枠組みのことである。そして、このように調整された CME は、リベラリゼーションに対して柔軟な対応力をもつとするのが VOC 論の見解である。

これに対して VOC 論に批判的な立場をとる研究者たちは、制度補完性が分配にどのような結果をもたらすかに関心を置く。つまり、CME の優位性とされる高いコーディネーションがどれだけ包括的に労働者をカバーしているか、組合や国家はどれだけ広範に労働者を包括するのかといった、制度の適用範囲、そしてその結果としての社会的連帯の度を重視する。それゆえ、近年のリベラリゼーションの圧力の中で、CME の制度補完性が社会的平等にどう影響を及ぼしているのかについて、VOC 研究は十分な議論をなしていないとするのが反 VOC の立場をとる研究者たちの主張であるという。

ここで本書は、企業のコーディネーションと制度の適用範囲は別次元の要素であり、各々が別個に変化するものだとし、両者の議論が根本的に交わっていない点を指摘する。その上で、この2つの要素を分けて分析することが、近年のリベラリゼーションの究明に必要な分析視座であるとする。そして、このあらたな2軸の変化の組み合わせにより、本書においては3つの異なるリベラリゼーションが浮き彫りにされる。1つは社会の格差化をまねいたリベラリゼーションであり、コーディネーションに変化はみられないが、社会的連帯のレベル⁽²⁾が低下しているパターン。2つめは規制緩和によるリベラリゼーションであり、ここでは従来の低いコーディネーションと社会的連帯レベルの低下がみられるパターン。3つ目は「埋め込まれた柔軟性」をもつリベラリゼーションであり、コーディネーションのレベルは低下するが、国家の力により社会的連帯のレベルは上昇をみるパターンである。

次章では、本書が追求した3つの軌跡の具体的な内容を理解するために、それぞれのパターンの代表国であるアメリカ、ドイツ、デンマークについての比較分析の結果を紹介する。

3.3. リベラリゼーションへの3つの軌跡

1) 労使関係

代表国のリベラリゼーションの傾向をとらえるために、まず本書が着目するのが労働者と企業との雇用関係、つまり労使関係である。この領域の変容を分析するために、2つの側面に焦点が当てられる。1つはコーディネーションの程度、つまり、企業や政策がどれだけ労働市場

の調整に関わるかである。例えば中央集権的な賃金交渉や強い雇用保護がみられる社会は高いコーディネーションをもつことになる。もうひとつは制度の適用範囲、つまり制度がどれだけ包括的に労働者をカバーするかである。これにより、従来の VOC 論に社会的連帯の視座を加えてリベラリゼーションを捉えようとする。具体的には、コーディネーションを反映する指標として「賃金交渉の集権化レベル」、制度の適用範囲を反映する指標として「組合組織率」および「賃金交渉の協約適用率」が用いられている⁽⁵⁾。これらの指標について、1970 年から 2010 年までの先進各国の全体的な変化の傾向を分析した上で、ドイツ、デンマーク、アメリカの特徴的な 3 つの異なる変化の軌跡が描き出される。その内容を要約すると以下の通りとなる。

まずアメリカの傾向をみると、賃金交渉の分権化が近年さらに進行し、集団交渉の適用率と組合組織率はともに低下している。もともと微弱であった集団交渉は 1980 年代に解体され、労使交渉は個人が法廷に訴える手段へと移行したことが主要因とされている。つまり、規制緩和によるリベラリゼーションによってリスクの個人化が進行したことになる。

ドイツにおいては、賃金交渉の集権化は 1970 年代からの高レベルを維持しているが、組合組織率と適用率が 2000 年代以降低下している。つまり高レベルのコーディネーションに変化はないものの、適用範囲が低下して社会的連帯が減退したことになる。リベラリゼーションの圧力のなかにあっても、海外マーケットでの競争力維持のために、産業レベルの集団的労使交渉を維持することで大手製造業と雇用者の利害が一致した、しかし組合力の弱いサービス産業への労働者の移動により、従来の労使制度がこれら周辺の労働者をカバーすることが困難になり、制度が侵食されつつあるというのだ。つまり、リベラリゼーションの圧力の中にあっても従来のコーディネーションが維持された結果、社会の格差が進行したことになる。

デンマークについては、賃金交渉の分権化が進行したが、適用率と組合組織率は 1970 年代からの高水準を維持している。つまり、制度面ではリベラリゼーションが進行したにもかかわらず、制度の適用範囲が広範で、社会的連帯が維持されていることになる。1970 年代前半までは中央集権的な賃金交渉と連帯的賃金政策による賃金格差の抑制がみられたが、1970 年代後半から 1980 年代にかけて、労使の頂上団体の交渉は産業レベルの交渉へと移行して労使関係の分権化が進行、現在はさらに企業レベルの賃金交渉が主流となっている。しかし、このリベラリゼーションはリスクの個人化ではなく、むしろリスクを社会全体で共有する雇用制度をとともなうものであった。労使交渉の分権化の過程で生じた政労使間の、あるいは利害の異なる労働組合間の激しい対立の解決策として、まず全ての労働者が賃金調整対象となる政策を立てたこと、そして全国的な労働組合と企業団体に、賃金設定以外の新しい役割を割り当てたことが、重要な転換点であったとされている。具体的には、これらの組合団体が、企業レベルの交渉においても賃金調整の役割を担うようになったこと、さらに、失業者や低スキル労働者を含む全ての労働者が参画できる、成人向けの継続的な教育訓練制度を作りあげ、その調整役を割り当てられたことが例として挙げられている。これらの改革により、制度のコーディネーションは分権化にシフトしたが、リスクはむしろ社会全体で共有され、社会的連帯が向上した。

2) 職業教育訓練

知識産業社会への移行にともない、より高度で汎用的なスキルに対する需要が増大している。この潮流は、産業特殊のスキルの形成が重視されていた欧州 CME 国において重要な問題として受け止められており、従来の職業教育訓練 (vocational education and training, 以下 VET) 制度の是非や見直しをめぐる議論が近年盛んになされている。本書では、前項の労使関係と同様、コーディネーションの程度と適用範囲に焦点を当て、VET にみられるリベラリゼーションの傾向が分析されている。

具体的な指標としては、コーディネーションの特徴をとらえるために、公的機関による VET への関与と、民間企業による VET への関与のレベルの2軸によって各国の教育システムを捉えている。また、VET を提供時期により、就職初期の VET (initial vocational education and training, 以下、IVET) と、成人向けの継続的な VET (continuing vocational education and training, 以下、CVET) に分類し、これらの制度に誰がアクセスできるのかを追求することにより VET の適用範囲が分析されている。その結果、VET システムにみられるリベラリゼーションの軌跡は、驚くほどに労使関係の変化の軌跡と共通していることが実証されている。その内容の要点は以下の通りとなる。

アメリカの VET の特徴は、公的関与、企業の関与がともに低いことであるが、その理由は、サービス産業を主体とし、一般的スキルが重視される国であるからだ。1960 年代と 1990 年代に一時的にみられた労働者階級の若者向けの職業教育プログラムが失策して以降、スキル形成は制度化されておらず、代わりに国が推進したのが“college for all (すべてのものに大学を)”というスローガンにもとづく教育機会の平等政策である。結果、大学進学率全般は上昇したが社会経済的弱者の進学率や卒業率は低水準であり、社会的格差が悪化したとされている。

対照的にドイツでは、職業学校での教育と同時に企業内で職業訓練を受ける、いわゆるデュアルシステムに基づく VET が制度化されており、VET への公的関与、企業の関与はともに高い。しかし、リベラリゼーションへの圧力のなかでも伝統的制度が保持されてきたことが、社会の格差を引き起こす結果となった。海外市場での競争力を重視した大手製造業は、高水準のスキル形成を労働者に提供し、変化に対応してきた。しかし、そのコストは企業にとって大きな負担となり⁽⁶⁾、その結果、VET の配分に不平等が生じ、高水準のスキル形成の機会を得る者と困難な者との格差、つまり社会の分極化をまねいたという。

デンマークの VET は、公的関与、企業の関与ともに高く、ドイツと同様の特徴をもつ。しかしデンマークの変化の軌跡はドイツのものとは大きく異なる。その違いは、リベラリゼーションへの圧力に対し、デンマークの VET は従来の単一線上のスキル形成とキャリアの経路に柔軟性を導入することによって対応してきた点であるという。CVET へのアクセスを全ての労働者に解放し、国の出資による教育訓練プログラムを通して、スキルのレベルや年齢に関係なく生涯にわたりスキル形成にアクセスすることを可能にする VET の拡充である。VET システムが個人化したともいえるが、そこには政府のコントロール、政策の力があるという特徴をもつ。

3) 労働市場政策

労働市場政策は、本書が、リベラリゼーションの異なる軌跡が顕著であるとする3番目の制度の領域である。具体的な指標として、本書は2つのタイプの労働政策に対する政府の支出額に着目する。1つは積極的労働市場政策 (active labor market policies. 以下 ALMP) であり、もうひとつは短期労働 (short-time work. 以下 STW) 政策である。ALMP は、Morel ら (2012) に代表される社会投資型福祉国家の研究において既に重要視されている指標であるが、本書のアプローチの独自性は、これを STW 政策と組み合わせて検証することが重要であるとする点である。つまり、ALMP は構造的な失業に対処する、アウトサイダー志向の政策である、これに対して STW 政策は短期的な失業状態、つまり周期的な不況時に企業が高スキル労働者の離職を回避するための、インサイダー志向の政策であるとされている⁹⁾。よって、この2タイプの政策投資のバランスをみることにより社会的連帯の動向を捉えようとするのが本書の目指すところである。検証結果の要点は以下の通りとなる。

まず ALMP の傾向をみるために、1985 年以降の労働政策への投資額を積極的労働投資政策 (ALMP) と消極的労働市場政策 (passive labor market policies. 以下、PLMP) に2分し、それぞれの対 GNP 比が検証されている。これによると、アメリカの場合、PLMP の対 GNP 比は1%以下と極めて低く、ALMP はほぼゼロに近い水準が継続している。いっぽうデンマークについては、1990 年代を境に顕著な変化がみられる。1990 年代後半以降、他の北欧諸国を含む大半の資本主義国では ALMP、LMP とともに減少傾向にある。しかしデンマークにおいては、PLMP への投資が大幅に削減されるいっぽうで、ALMP 投資の対 GNP 比は1985 年から1990 年の期間の水準の約2倍まで増加している。さらに、失業率が高い時期には ALMP の投資も増額するという傾向が確認される。同じ時期、ドイツの労働政策の傾向は、デンマークとは対象的である。1985 年時点での労働政策への投資額は、ALMP と PLMP とともに他国に比べて低水準であったが、1990 年代後半以降、ALMP と PLMP の規模は同水準で変化がない。

次に、本書が示す STW 政策の各国の特徴をみる。STW 政策により短期労働に就いた労働者の全労働者に対する割合は、2009 年時点でドイツが3%強と先進諸国の中では圧倒的に大きく、インサイダーを保護する労働政策の特徴がよみとれる。対照的に、デンマークは0.5%、アメリカは0.2%と低水準であることが示されている。

以上の2つの労働市場政策についての分析結果をもとづき、3国の社会的連帯の動向は、次のようにまとめられている。アメリカの場合、“college for all” の教育政策と同様に、労働政策においても“any entry to work”、つまりどんな仕事であれ職に就くことをもって政策の成功とする社会であることに変化はなく、市場に委ねる労働政策のもと、社会の分極化が1985 年以降も継続して確認される。ドイツの場合、STW は高水準という特徴をもつことから、大手製造業に就くコアの労働者は従来通りの労働政策の恩恵を維持している。ドイツの近年の労働政策の問題点として本書が繰り返し指摘しているのは、リベラリゼーションの影響により大手製造業において外部委託が進んだ結果、「ミニ・ジョブ」⁽⁸⁾ と称される職域が生じたことである。これによって労働政策の適用外となる周辺労働者が増加し、社会の分極化が進行したとされている。対照的にデンマークの場合、不況時にもアウトサイダー志向の積極的労働投資政策を拡充

し続けたことが、社会的連帯を高める結果につながったというのが本書の見解である。

4) 3つのリベラリゼーションの軌跡

以上、3領域の制度面についての分析結果によって詳細が明らかにされた、3国の特徴的なリベラリゼーションは、それぞれ次の呼称をもってまとめられている。まずアメリカのリベラリゼーションは「規制緩和のリベラリゼーション」、ドイツのリベラリゼーションは「分極化のリベラリゼーション」、デンマークのリベラリゼーションは「埋め込まれた柔軟性をもつリベラリゼーション」である。その中で、デンマークのリベラリゼーションが最も理想的なモデルであるというのが本書の結論である。続く本稿の最終章においては、本書の分析結果から得られる知見をもとに、日本の進むべき方向について考察していくことにする。

4. 考察

本書の狙いは、リベラリゼーションの中でも、なお社会の連帯を保持することができるのか、その可能性と具体的なモデルを提示することであった。同じ問題関心をもつ文献のなかでも本書が特に強い説得力をもつのは、副題ともなっている「社会的連帯」に対する著者 Thelen 自身の主眼が明確であり、分析軸が一貫していることに尽きる。すなわち、社会的な連帯、社会の平等とは、制度の適用範囲の問題であるとするアプローチである。本書中の3つの制度的領域についての分析は、いずれも、誰が制度の適用範囲に入り、誰が外れているのかを追求するものである。そして、リベラリゼーションの中で適用範囲から外れるリスクを常に背負うのは、低スキル労働者と女性であるとするのが本書の見地であり⁹⁾、これら周辺の社会構成員を支えるのが政策、つまり政治的な戦略であるという。

分析結果によって明示される3つの異なるリベラリゼーションの中でも、デンマークのケースが最も理想的なモデルとして結論づけられている。その特徴を「埋め込まれた柔軟性」

(*embedded flexibility*) ⁽¹⁰⁾と称するところには、資本主義国に今何が求められているか、に対する本書の答えが凝縮されている。つまり、近年のグローバル化、サービス産業化、知識集約型社会への移行にともない、「黄金の時代」の資本主義の発展を支えた各国の諸制度もまた、抜本的に変容していかなければならない。そこで求められている制度とは、すべての人々が柔軟な人生コースをたどることを可能にする制度的枠組みであり、その実現には政府の力とコントロールが不可欠であるという結論である。その代表的な制度として本書が繰り返し挙げるのが、デンマークの継続的な職業教育訓練制度である。年齢、職種、職の有無を問わず、社会の構成員に平等に提供されるスキル形成の制度が、同国のリベラリゼーションに組み込まれている点が強調されている。これにより、たとえ雇用環境の変化や技術革新の影響により失業したとしても、あらたなスキル形成により職場復帰できる機会が社会の構成員に等しく開かれている。柔軟なスキル形成と雇用の制度により、柔軟なライフコースが保障されているというのだ。

では、翻って日本のリベラリゼーションはどのような軌跡を描くのであろうか。本書中、計

量的分析の結果として日本の情報が提示されている箇所がある。各国のリベラリゼーションの動きをコーディネーションと社会的連帯の2軸によりプロットした場合、1980年代以降の日本の動きは、高いコーディネーションを維持するいっぽうで、社会的連帯のレベルは低下していることが実証されている。この傾向が示唆するのは、高度成長期を経て1980年代以降も維持されてきた日本特有の制度的枠組みの中で、その恩恵を受ける者と適用から外れる者との格差が拡大しているということであり、Thelenの言葉を借りると、制度の適用範囲の問題となる。

では、この問題を解決するために何ができるのだろうか。ここで、本書が提示するデンマークモデルにみる労働政策や教育訓練政策を日本に導入すれば良いのかというと、それは安易な政治戦略となる。その理由は、日本に定着してきた制度的枠組みが、デンマークとは異なるものであり、ひいては他国に類を見ない独自性をもつものであるからだ。

日本は、大きくはドイツやデンマークと同じ調整型の市場経済にもとづく資本主義、CMEに分類されるが、厳密には、欧州CMEとは明確に異なる制度的特徴をもつ、企業特殊のスキルタイプの国とされる¹⁾。ここでは、スキル形成への企業の関与が高く、公的な関与が低い。また教育においては、アカデミックな一般的教育が主体で職業教育の比重が低いという特徴がある。つまり、高いコーディネーションというCMEの特徴をもちながらも、教育システムは自由主義国LMEに類似するという、極めて複雑な制度的特徴をもつことが、先行研究により実証されている。しかし、福祉国家論やVOC論領域における研究関心は主として欧州資本主義国の制度的変化を比較分析することに集中しており、日本については、その諸制度の独自性が指摘されながらも例外的ケースとして扱われるに止まり、近年の変化について十分な研究成果を得るには至っていない。このような研究動向のなかにあつて、日本の社会的連帯をいかに回復していくのかを議論するためには、まず、日本特有の制度的特徴を正確にとらえ、この中でどういう問題が生じているのかを詳細に追求する研究が求められているといえるだろう。

この研究課題を追求するために、本書が提示する明確かつ一貫性のあるアプローチは貴重な知見を与えてくれる。つまり、制度の適用範囲という分析視座である。企業特殊のスキルを重視する現行の労働政策や教育政策の適用から誰が外れているのか、例えば一概に女性と括るのではなく、どのような教育歴や職業歴をもつ女性なのか。それらの者にどのような問題が生じているのか。さらに、日本特有の制度的枠組みの中で各個人がどのような選択をし、それがライフコースにどう影響しているのか。これらについての具体的な様相を描き出すことにより、日本のリベラリゼーションの軌跡を実証する必要がある。そして、この分析結果に基づいてはじめて、日本の政策議論において、デンマークモデルから学ぶべきものがみえてくることになるであろう。

世界的なリベラリゼーションの圧力の中にあつてもなお社会的連帯を保持し、個人の柔軟なライフコースを実現するには、諸制度の変容とそのための政治戦略が必要であることは、もはや疑う余地がない。本書が提示する膨大な計量的および歴史的比較分析の結果がこれを実証しているのだ。日本の行方を議論するための貴重な資料として、本書の成果を受け止めたい。

〈注〉

- (1) Hall and Soskice (2001) によって提示された VOC 論では、資本主義の多様性を、企業によるコーディネーションが市場的か非市場的かに基準をおき、大きく二分する。自由な市場経済 (Liberal Market Economy: LME) と、コーディネートされた市場経済 (Coordinated Market Economy: CME) であり、前者の代表国としてアメリカ、イギリス、後者の代表国としてドイツ、日本、北欧諸国が挙げられている。さらに後者は、産業特殊なスキルに基づく国と、企業特殊なスキルに基づく国に分類される。
- (2) ここでいう「社会的連帯」とは、異なる性質をもつ社会構成員間の結びつきを指す。本書ではこれを測る指標として、若年失業率、不本意型非正規雇用者の割合、集团的労使交渉の適用率 (いずれも OECD 統計) が用いられ、各社会の平等性が分析されている。
- (3) フレクスキュリティ (flexurity) とは、flexible (柔軟な雇用市場) と security (雇用の保障) の組み合わせからなる語であり、デンマークに代表される福祉国家モデルを指す。
- (4) 例えば労使関係領域の改革をみると、英国の新自由主義的改革が市場を分離する政策であったのに対し、デンマークの 1990 年代の労働市場政策においては政労使を統合する政策が推進されたというのが Thelen の見解である。
- (5) いずれの指標も ICTWSS (Institutional Characteristics of Trade Unions, Wage Setting, State Intervention and Social Pacts) が公表しているものである。賃金交渉の集権化は 5 段階に設定され、全国・中央労使レベルの交渉を最も集権的なものとし、企業・事業所レベルの交渉を最も分権的とする。その中間が産業・職業別労使レベルの交渉となる。組合組織率は、労働組合を組織している労働者数の雇用者総数に対する割合。集団賃金協約適用率は、賃金に関する労働協約が適用される労働者数の雇用者総数に割合である。日本のように企業別組合が主体である場合、協約適用率は組織率と同レベルであるが、適用拡張制度があれば、協約適用率は組織率に関係なく高いものとなる (山本 2014)。
- (6) 企業と政府の折半による VET がデュアルシステムであるが、2 者間の資金面での分担の比重は各国によって異なる。ドイツの場合、企業による出資が主たるものであり、北欧では政府の比重が高い。デンマークは伝統的に他の北欧諸国とは異なりドイツに近い性質のデュアルシステムをもつとされてきたことが、本書において指摘されている。
- (7) STW 政策は、一時的な不況時に、労働時間の短縮による労働者の賃金低下への対策として国から支給される補助金を基本とするが、通常、企業の財源からの支給も上乘せされる。労働者への割り当ては各企業に委ねられているため、高い技能をもつ労働者を保持する目的に用いられるというのが本書を含む一般的な STW の捉え方である。
- (8) 本書の説明によると、ミニジョブとは低賃金のパートタイム労働の一種であり、ミニジョブ従事者は社会保険加入義務がなく、報酬上限以内であれば所得税と社会保険料の支払いを免除される。1980 年代から企業が積極的に採用し始め、2003-2005 年にかけてのハルツ労働市場改革によって拡大が加速。主としてサービス産業の低賃金職として拡大し、3 分の 2 は女性、特に既婚女性の比率が高い。

- (9) 周辺労働者としての移民の存在について、本書中では、理想的モデルであるとされるデンマークのリベラリゼーションの暗黒面として短く言及されるに止まる。
- (10) 「柔軟性のある埋め込まれたリベラリゼーション (embedded flexibility)」は Thelen 自身の命名による。2000 年以降のデンマークの労働市場の特徴を表す語として「フレクスキュリティー」⁽³⁾ が広く知られているが、フレクスキュリティーには政治的な戦略や政策の力が埋め込まれていることの重要性が “embedded flexibility” という語に含まれていることになる。

〈文献〉

- Esping-Andersen, Gosta, 1990, *Three Worlds of Welfare Capitalism*. Princeton, Princeton University Press. (=2000, 岡沢憲英 宮本太郎監訳, 2000, 『福祉資本主義の3つの世界』, ミネルヴァ書房.)
- Hall, P.A., and Soskice, D. eds., *Varieties of Capitalism: The Institutional Foundations of Comparative Advantage*, Oxford: Oxford University Press. (=2007, 遠山弘徳他訳, 『資本主義の多様性——比較優位の制度的基礎』ナカニシヤ出版.)
- Hall, P.A., and Thelen, Kathleen., 2009, “Institutional Change in Varieties of Capitalism”, *Socio Economic Review*, Volume 7, Paris : Society for the Advancement of Socio-Economics.
- Howell, Chris, 2015, “On Kathleen Thelen, Varieties of Liberalization and the New Politics of Social Solidarity”, *Socio-Economic Review*, Volume 13, Paris : Society for the Advancement of Socio-Economics.
- 本田由紀, 2016, 「教育と労働の関係をめぐる社会間の差異 —— 『資本主義の多様性』論に基づく考察と検証」『教育学研究』第 83 巻第 2 号.
- Morel, Nathalie, Palier, Bruno and Palme, Joakim eds., 2012, *Towards A Social Investment Welfare State? Ideas, policies and challenges*, Bristol: Policy Press.
- Thelen, Kathleen, 2003, “How Institutions Evolve: insights from comparative historical analysis,” James Mahoney and Dietrich Rueschemeyer eds., *Comparative Historical Analysis in the Social Sciences*, New York: Cambridge University Press.
- The World in 2018*, 2017, London: The Economist Newspaper.
- 労働政策研究・研修機構, 2007, 「デンマークのフレキシキュリティと我が国の雇用保護緩和の議論」(2018 年 2 月 25 日取得, <http://www.jil.go.jp/column/bn/colum072.html>) .
- 労働政策研究・研修機構, 2016, 「ミニジョブの現状と課題」(2018 年 3 月 7 日取得, http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2016/01/germany_01.html) .
- 山本 陽大, 2014, 「産業別労働協約システムの 国際比較—— ドイツ・フランスの現状と日本の検討課題」『日本労働研究雑誌』652 号.